

## 鳴門教育大学学生懲戒規程

平成23年10月13日  
規程第 49 号

改正 平成24年3月19日規程第34号  
平成27年3月25日規程第30号  
平成29年3月 8日規程第60号  
平成31年3月13日規程第47号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第86条第5項の規定に基づき、鳴門教育大学の学生（外国人留学生等を含む。）の懲戒に関し必要な事項を定める。

### (懲戒の種類)

第2条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退学（懲戒退学） 退学させ、再入学は認めない。
- (2) 停学 6か月未満の有期又は無期とし、この間の登学及び本学学生としての活動を禁止する。
- (3) 訓告 注意を与える、戒める。

### (厳重注意)

第3条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、厳重注意を行うことがある。

### (懲戒等の判断基準)

第4条 懲戒等の要否及び種類の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。また、懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめるものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度
- (4) 他の学生及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 非違行為後の対応

2 懲戒の種類の決定は、懲戒処分例（別表）によるものとする。ただし、懲戒処分例に掲げられていない非違行為は、懲戒処分例を参考に決定するものとする。

### (調査委員会の設置)

第5条 学生支援委員会委員長は、学生の懲戒に該当する行為（以下「事案」という。）に関する情報を知り得たときは、直ちに学長に報告するとともに、その事案に関する調査を行うための学生懲戒調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

### (調査委員会の組織)

第6条 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生支援委員会委員長

- (2) 学生支援委員会副委員長
- (3) 学生支援委員会委員 若干名
- (4) 学長が指名する職員 若干名

2 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(謹慎)

第7条 学長は、当該事案が第2条第1号の退学又は同条第2号の停学に該当することが明白であると認めた場合は、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、謹慎を命ずることができる。

2 前項により謹慎を命じた場合は、登学及び本学学生としての活動を制限する。また、謹慎の期間は停学期間に算入するものとする。

(調査委員会の調査)

第8条 調査委員会は非公開とし、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事実調査を行う。

2 調査委員会は、当該学生に対し、調査する旨を告知する。

3 調査委員会は、当該学生又は関係者から事情若しくは意見を聴取し、必要と認める場合は、資料の提出を求めることができる。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 調査委員会は、速やかに調査結果を学生支援委員会に報告する。

(懲戒案等)

第9条 学生支援委員会は、調査委員会の報告に基づき、当該事案が懲戒に相当すると判断した場合は懲戒案を作成し、学長に報告する。

(学生の弁明)

第10条 学生支援委員会は、当該学生に対し、懲戒案の内容を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。この場合において、当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかったとき又は弁明書を提出しなかったときには、弁明する権利を放棄したものとみなす。

2 学生支援委員会は、当該学生からの弁明が妥当であると判断した場合には、学長に報告するとともに、調査委員会に再調査を指示することができる。

(懲戒の決定)

第11条 学長は、学生支援委員会が作成した懲戒案を教授会に付議し、その意見を聴いて、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分の通知等)

第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒処分書（別紙様式1）を当該学生に交付することにより通知するものとする。ただし、交付による通知が不可能な場合は、他の適切な方法により通知するものとする。

2 懲戒処分の発効は、原則として懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第7条第1項の謹慎が適用されている場合で、決定した懲戒が停学のときの発効日は、謹慎の初日とする。

(懲戒処分の公示)

第13条 学長は、懲戒処分を行った場合は、告示（別紙様式2）を学内掲示板に1週間公示するものとする。ただし、当該学生の次に掲げる事項については明記しないものと

する。

- (1) 氏名
- (2) 学籍番号
- (3) 専修又は専攻
- (4) コース（幼児教育専修、特別支援教育専修及び特別支援教育専攻を除く。）  
（懲戒処分に関する記録）

第14条 懲戒処分を行った場合は、その内容を学籍簿に記録するものとする。ただし、成績証明書及び推薦書等にはその内容を記載しないものとする。

（再審査）

第15条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、再審査請求書（別紙様式3）により学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、再審査の必要があると認めたときは、学生支援委員会に対して再度調査委員会の設置を指示し、第5条から第10条に規定する手続きを経るものとする。
- 3 学長は、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。
- 4 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

（停学中の指導等）

第16条 停学処分中又は謹慎中の学生に対しては、反省文及び日誌の作成を課すとともに、定期的な面談や奉仕活動の実施等について、指導教員等から適切な指導を行うものとする。

- 2 有期停学の期間が、履修手続きの期間にかかるときは、当該学生に対し履修登録を認めるものとする。

（無期停学の解除）

第17条 無期停学の解除は、指導教員等の解除申請に基づき、学生支援委員会の発議により、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

- 2 学生支援委員会の発議は、当該学生の改悟の情が顕著で、學習意欲があると認められる場合に行うものとする。
- 3 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ解除することができない。
- 4 学長が無期停学の解除を決定した場合は、当該学生に対し、文書により通知するものとする。

（懲戒処分と学籍異動）

第18条 学長は、事案を既に確認している場合で、当該学生から懲戒処分の決定前に退学（自主退学）の願い出があったときは、これを受理しないものとする。

- 2 学長は、当該学生から停学の懲戒処分の決定後に退学（自主退学）の願い出があった場合は、これを受理し、教授会の意見を聴いて、退学を許可することができるものとする。
- 3 学長は、前項により退学（自主退学）した者から再入学の願い出があった場合は、学則第43条及び第64条の規定に基づき、それを認めることができるものとする。
- 4 学長は、停学中の学生から休学の願い出があった場合は、これを受理しないものとする。

5 休学中の学生が停学処分となった場合は、当該学生の停学期間と休学期間の重複を認めないものとする。

6 停学期間は、在学年限に含め、修業年限には含めないものとする。ただし、停学期間が1か月以内の場合には、修業年限に含めることができるるものとする。

(逮捕・拘留時の取扱い)

第19条 学生が逮捕・拘留され、本人に接見することができない状況であっても、懲戒処分が妥当であると判断した場合は、懲戒処分を行うことができるものとする。

(事務)

第20条 学生の懲戒に関する事務は、教務部学生課において処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

## 懲戒処分例

区分	非違行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
飲酒の強要等	飲酒を強要し重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
研究活動における不正行為	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び濫用を行った場合	退学、停学又は訓告
試験における不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
その他の非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	退学、停学又は訓告
	セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスマント及びパワーハラスマント等に当たる行為	退学、停学又は訓告

別紙様式1 (第12条関係)

懲 戒 処 分 書

所 属 等 :  
入 学 年 度 :  
学 年 :  
学 籍 番 号 :  
氏 名 :

国立大学法人鳴門教育大学学則第86条及び鳴門教育大学学生懲戒規程に基づき、  
次のとおり懲戒処分に処す。

(退学の場合)

退 学

(停学の場合)

停 学 (有期停学の場合は期間を明記(令和 年 月 日～令和 年 月 日))

(訓告の場合)

訓 告

処分理由

(処分決定年月日)

令和 年 月 日

(通知年月日)

令和 年 月 日

鳴 門 教 育 大 学 長

○ ○ ○ ○ 印

別紙様式2（第13条関係）

告 示

国立大学法人鳴門教育大学学則第86条及び鳴門教育大学学生懲戒規程に基づき、  
次のとおり懲戒処分を行った。

1 懲戒処分となった学生の課程等

(課程、年次を明記。※専修又は専攻及びコースは明記しない。)

2 処分内容

(退学の場合)

退 学

(停学の場合)

停 学 (有期停学の場合は期間を明記 (令和 年 月 日～令和 年 月 日))

(訓告の場合)

訓 告

3 処分理由

令和 年 月 日

鳴 門 教 育 大 学 長

別紙様式3（第15条関係）

再審査請求書

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

再審査請求者

所 属 等 :  
入 学 年 度 :  
学 年 :  
学 番 号 :  
氏 名 :

私は、令和 年 月 日付けで通知された懲戒処分について、下記の理由により再審査を請求します。

記

1 再審査請求の理由

2 再審査請求の内容

3 証拠資料の種類